

3. 給水装置の特例についての取扱要領 (水槽以下の各戸検針の取扱い)

3. 給水装置の特例についての取扱要領

(水槽以下の各戸検針の取扱い)

第1条	(目 的)	279
第2条	(承認基準)	279
第3条	(申請及び設計審査等)	279
第4条	(承 認)	279
第5条	(メーター等の設計基準)	280
第6条	(指定事業者が行う完成検査)	280
第7条	(委 任)	280

3. 給水装置の特例についての取扱い要綱

(水槽以下の各戸検針の取扱い)

(目的)

第1条 室蘭市水道事業条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第2号）附則第3項の規定に基づき、設置者又は使用者等の要望によって水槽以下の戸別メーターの検針及び料金の納入（以下「各戸検針等」という。）が行えるよう、その承認基準及び申請について定めることを目的とする。

(承認基準)

第2条 水槽以下の各戸検針等の承認基準は次のとおりとする。

- (1) 給水設備の構造及び材質は、給水装置と同様とし、「室蘭市給水装置工事設計施工指針」に準じて設計施工ができるものであること。
- (2) 室蘭市水道事業条例第9条の2による、各戸ごとの負担金の納入ができるものであること。
- (3) 各戸の水道料金の納入が口座振替によってできるものであること。
- (4) 戸別メーターの検針が容易に出来るよう、集中検針盤の設置がなされているものであること。
- (5) その他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項であること。

(申請及び設計審査等)

第3条 水槽以下の各戸検針等の申請及び設計審査は次によるものとする。

- (1) 各戸検針等の申請及び施工は原則として申請者から委任された指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が行うこと。
- (2) 申請時には、水槽以下の各戸検針申請書（様式第1号）及び申請図書を作成し、給水装置の新設等申込書と同時に提出し設計審査をうけること。また、併せて管理人選定（変更）届（様式第2号）及び使用者（変更）届（様式第3号）を提出すること。
- (3) 前項の管理人及び使用者に変更があったときはすみやかに変更届を提出すること。
- (4) 申請者は、設計審査後に承認基準にある負担金を市が発付する納入通知書により納金すること。
- (5) 申請者は、申請にあたって口座振替依頼書を提出すること。ただし、建築物の種類又は用途によって申請時に提出できない場合は、後日管理人を通じて必ず提出すること。

(承認)

第4条 管理者は、前条第1項第2号の申請を受理したときは、その内容について審査し適正と認められたときは、各戸検針承認書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

(メーター等の設置基準)

第5条 メーター及び集中検針盤の設置基準は、別に定める遠隔指示式メーター設置要領によること。

(指定事業者が行う完成検査)

第6条 指定事業者が行わなければならない完成検査は、次によるものとする。

- (1) 指定事業者は、完成図等の書類検査及び現地検査により、給水設備が構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
- (2) 指定事業者は、給水設備の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水検査、水圧試験及び水質試験を行うこと。
- (3) 指定事業者は、工事完了後完成図面及び資料を提出し、本市の検査を受けること。
- (4) 指定事業者は、通水にあたりメーターと集中検針盤の指針の整合について、本市職員の立会いのうえ確認を受けること。
- (5) 指定事業者は、水道使用標識(みなし給水装置番号)を受け、各戸の見やすい位置に貼り付けること。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年8月1日から施行する。

様式第1号

各 戸 検 針 申 請 書

室蘭市公営企業管理者様

平成 年 月 日

装置場所	室蘭市 町 丁目 号				給水装置番号 (参考)				
対象物件名					第 号 (mm)				
申込者 (所有者)	住所					みなし装置番号			
	フリガナ					第 号~第 号			
	氏名	(印)				建築確認番号 号			
		(電話) (-)				建築構造	階層	用途	
利害関係 同意欄	同意事項	住所・氏名				<input type="checkbox"/> 木造	地上	<input type="checkbox"/> 集合・共同	
		(印)				<input type="checkbox"/> 鉄筋		地下	<input type="checkbox"/> 店舗
		(印)				<input type="checkbox"/> 鉄骨			<input type="checkbox"/> 店舗併用
		(印)				<input type="checkbox"/> ()			<input type="checkbox"/> ()
					検針対象戸数				
設計図及び管理人選定届等、関係書類を添えて申込みます。水槽以下(給水装置の適用を受けない)装置について、市の定める「給水装置の特例についての取扱い要領」に従い設計、施工しますので各戸検針の承認をお願いします。当該水槽以下の工事の申込み及びその他工事手続きに関する一切のことについて、下記指定給水装置工事事業者に委任いたします。					個別	戸	(mm)		
					個別	戸	(mm)		
					共用	戸	(mm)		
					集中検針盤				
上記の件について受任いたしました。 当該各戸検針に係る装置工事を施工したいので、承認願います。 室蘭市指定給水装置工事事業: 第 号 住所 氏名(社名) (電話)					個用 面				
					工事着工予定				
					平成 年 月 日				
					工事完成予定				
					平成 年 月 日				
					承認書発行年月日				
給水装置工事主任技術者			技能を有する者			平成 年 月 日 (室水建第 号)			
No (印)			No (印)						
設計 審査	建設課長	主幹	給排水係長	主査	審査員	(備考)			
	営業課長	主幹	料金係長	主査	係				
検査	建設課長	主幹	給排水係長	主査	検査員			工事完了月日	
								平成 年 月 日	
					工事検査月日				
					平成 年 月 日				

※ 太枠の中のみ記入してください。

管理人選定(変更)届

平成 年 月 日

室蘭市公営企業管理者 様

所有者 住所

氏名

電話

(-)

印

下記のとおり管理人を選定(変更)したのでお届けします。

装置場所	室蘭市 町 丁目 番号	
対象物件名		
管理人	住所 フリガナ	
	氏名	
	(電話)	(-) 棟 室

検針対象戸数内容

部屋番号	氏名	連絡先(電話)	部屋番号	氏名	連絡先(電話)

使用者変更届

平成 年 月 日

室蘭市公営企業管理者 様

管理人 住所

氏名

⑩

電話 (-)

下記のとおり使用者が変更となりましたのでお届けします。

装置場所	室蘭市 町 丁目 番 号	
対象物件名		
(部屋番号)	使 用 者 名	転 出 先 又 は 旧 住 所
使用者番号		
()	旧	
	新	
()	旧	
	新	
()	旧	
	新	
()	旧	
	新	
()	旧	
	新	
()	旧	
	新	

- (注) 1 転出のときはその都度電話で連絡し料金を精算してください。
- (注) 2 無届で使用しますと、旧使用者の分も加算される場合がありますので必ず届出をしてください。
- (注) 3 新使用者は、口座振替依頼書を必ず添付してください。

各 戸 検 針 承 認 書

装置場所	室蘭市 町 丁目 番 号		給水装置番号 (参 考)		
対象物件名			第 号 (mm)		
申 込 者 (所有者)	住 所		み な し 装 置 番 号		
	フリガナ		第 号~第 号		
	氏 名 (印)	(電話) (-)	建 築 確 認 番 号 号		
利 害 関 係 同 意 欄	同意事項	住 所・氏 名	建 築 年 月		
			建築構造	階層	用途
			<input type="checkbox"/> 木 造	地上	<input type="checkbox"/> 集合・共同
			<input type="checkbox"/> 鉄 筋		<input type="checkbox"/> 店 舗
		<input type="checkbox"/> 鉄 骨	地下	<input type="checkbox"/> 店舗併用	
		<input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> ()	
管 理 人	フリガナ		検 針 対 象 戸 数		
	氏 名 (印)	(電話) (-) 棟 号室	個別 戸 (mm)		
			個別 戸 (mm)		
			共用 戸 (mm)		
室水給第 号			集 中 検 針 盤		
各戸検針の申請があった上記対象物件について「給水装置の特例についての取扱い要領」に基づき承認します。			個 用 面		
平成 年 月 日 室蘭市公営企業管理者					

◎ お読みのうえ、申請書などに記入確認して手続きを行ってください。

- 1 申請者は、管理人(住宅入居者の代表者)を定め申請手続きを行ってください。
- 2 各戸検針の承認は、本市の定める給水装置の特例についての取扱い要領に適合する場合に限りま
す。
- 3 承認後であっても給水装置の特例についての取扱い要領に適合しなくなった場合は、取消しをする場
合があります。
- 4 設計の内容は、室蘭市指定給水装置工事事業者と十分に協議して決めてください。

◎ 装置の管理について(概略)ご承知ください。

- 1 装置は、水道法でいう給水装置ではないので、装置及びそれにより供給される水の水質等の管理
は、申請者、管理人又は住居入居者の団体(自治会等)の責任で行ってください。
- 2 メーター本器及び受信器、発信器は市が管理しますが、その他の設備の管理については申請者が
確実にこなしてください。
- 3 装置の構造及び用途を変更する場合は、必ず届出してください。